公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第66号
令和５年
９月１日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル2階　TEL 0957-22-8479　印刷所／株式会社 昭和堂

４年ぶりに通常開催された『第66回諫早万灯川まつり』【写真提供：諫早市】

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

会長就任ご挨拶

公益社団法人諫早大村法人会　会長　　中村　人久

この度、5月29日開催の第11回定時総会並びに理事会におきまして、会長に選任されました中村です。会員の皆様方には、平素より法人会活動に格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

当会は、税知識の普及と納税意識の高揚等に努め、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として活動しています。今後とも、経営セミナーや講演会、決算法人説明会、青年部会による租税教室、女性部会による税に関する絵はがきコンクールなど、税の啓発活動や社会貢献活動を積極的に実施してまいります。

また、法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であるという理念のもと、法人会活動をさらに充実させていくため、組織強化や福利厚生事業の推進が重要な課題であると捉え、会員増強、経営者大型総合保障制度等の普及促進に取り組みたいと考えております。

つきましては、会員の皆様方のご理解とご支援を切にお願い申し上げますとともに、税務ご当局並びに関係機関の皆様には今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員名簿

会　長	中村人久			
副会長	髙島正弘（厚生）	塚元哲也（組織）	時　忠之（研修）	
	大平　伸（厚生）	船橋修一（総務）		
理　事	石坂鉄平（厚生）	井手雅康（税制）	大石竜基（総務）	大塚正一（組織）
	小野由利子（研修）	鹿取栄治（広報）	御所政久（一）	小林靖明（組織）
	小森　賢（組織）	酒井辰郎（広報）	白濵　篤（組織）	新北輝秋（総務）
	杉谷徳隆（厚生）	髙島正太郎（組織）	髙島典之（研修）	髙瀬邦彦（総務）
	中川有二（厚生）	中瀬和隆（組織）	永江正澄（一）	成田純隆（厚生）
	原田　岳（研修）	東　明彦（研修）	福谷美保子（組織）	本田高大（厚生）
	松原　究（広報）	光石尚彦（組織）	宮﨑彰宣（総務）	向井真成（総務）
	村田信夫（厚生）	森　　淳（広報）	鏑流馬清規（総務）	山田和弘（広報）
	横尾太郎（組織）			
監　事	池田光利（税制）	西山一勝（税制）	山下三郎（税制）	山邊幸一（税制）

※（　）は、所属委員会

青年部会長:橋本雅彦／女性部会長:中島寿美子／専務理事:御所政久

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！(※2)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※3)。
◆期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※4)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※4)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※3 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※4 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会　国税庁 消費税

法人会の活動状況

第11回定時総会

第11回定時総会が令和５年５月29日大村市のパークベルズ大村において開催されました。

永江会長挨拶の後、議事へ進行し、第１号議案 令和４年度事業報告及び決算報告、第２号議案 役員選任については、それぞれ承認されました。引き続き、公益事業の充実や組織・財政基盤の強化など事業活動の基本方針等を盛り込んだ令和５年度事業計画及び収支予算について報告があり了承されました。

ご多忙の中、ご来賓としてご臨席いただいた諫早税務署長田中睦様、長崎県県央振興局長代理税務部長宮村徳彦様からご祝辞をいただきました。

その後開催された新役員による理事会において、新会長・副会長が選出されました。

○会　長　中村人久【㈱平山組】
○副会長　髙島正弘【㈱髙島木材流通センター】
　　塚元哲也【たちばな信用金庫】
　　時　忠之【㈱大幸企画】
　　大平　伸【㈱クロダ】
　　船橋修一【九州教具㈱】

総会記念講演会は、評論家石平氏を講師にお招きし、『中国の政治経済情勢と日中関係』をテーマに、最近の中国国内の経済・政治情勢や日中関係の今後などについて詳しくお話ししていただきました。

令和５年度青年部会定時総会

令和５年５月29日、青年部会定時総会が開催されました。議事では、令和４年度事業報告・収支計算書、租税教室など租税教育活動の充実や財政健全化のための健康経営プロジェクトの積極的な推進、会員拡大などを含む令和５年度事業計画・収支予算書がそれぞれ承認されました。

今年度は、役員改選の年で新たな部会長、副部会長、理事が選任されました。

・部会長　　橋本雅彦
・副部会長　野副大治、岩永貴彦

第24回女性部会定時総会

令和５年５月16日、諫早税務署長をご来賓としてお招きし、女性部会定時総会が開催されました。議事では、令和４年度事業報告・収支計算書、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の募集案内先の大幅拡充や研修会の実施、会員拡大などを盛り込んだ令和５年度事業計画・収支予算書がそれぞれ承認されました。

今年度は、役員改選の年で新たな部会長、副部会長、理事が選任されました。

・部会長　　中島寿美子
・副部会長　重松泰子、花原和子

新春講演会

令和５年２月22日、京都大学大学院工学研究科教授　藤井聡氏を講師に迎え、『世界、日本、そして地方の経済はどうなるのか？』をテーマに講演会が開催されました。西九州新幹線開業効果を活かしたまちづくりを進める必要があることや日本と世界各国の各種財政施策の比較などについて説明していただきました。会員の皆様方をはじめ行政機関の担当者など多くの方々が参加されました。

租税教室（青年部会）

令和５年６月５日～27日の間、諫早市と大村市の各３小学校において、正しい税知識の理解を深めることを目的として、青年部会員が講師を務め「租税教室」を実施しました。

有喜小学校

高来西小学校

森山西小学校

中央小学校

鈴田小学校

松原小学校

令和５年度行事予定

日　時	行事内容	場　所
9月20日(水)10:00～12:00	9・10・11月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル
11月20日(月)13:30～15:00	オンラインセミナー『2023年版 年末調整実践セミナー』 講師：税理士　伯母 敏子 氏	オンライン
11月28日(火)10:00～12:00	12・1・2月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	諫早市 L&Lホテルセンリュウ
11月28日(火)13:00～15:00	新設法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	諫早市 L&Lホテルセンリュウ
12月4日(月)16:00～17:30	経営セミナー『ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障』 講師：小泉 悠 氏（東京大学先端科学技術研究センター講師）	大村市 長崎インターナショナルホテル
2月頃(予定)	新春講演会	未定
3月26日(火)10:00～12:00	3・4・5月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル

※詳細については、チラシ・ホームページでお知らせします。

全国女性フォーラム愛媛大会

第17回法人会女性フォーラム愛媛大会が令和５年４月13日にアイテムえひめにて開催されました。「愛顔咲く　マドンナたちの新時代　～ともに拓こう　媛の国から～」のスローガンのもと1600名の会員が全国より集まりました。今回は、諫早大村法人会から４名が参加しました。

第１部の句会ライブは夏井いつき先生の参加型の講演で、あっという間に１時間が過ぎ、その後２部では全員が１句を詠み、それを先生が選び表彰するという今までにない形式でした。私も何度か全国大会に参加させていただきましたが、今までで一番良かったと思いました。令和９年４月に開催される長崎大会に向けて記念講演の在り方を勉強しました。

翌日は松山市内の観光で松山城・坂の上のミュージアムや道後温泉のカラクリ時計などを見学し、松山の郷土料理の鯛めし、じゃこ天を食べ満喫して帰ってきました。いつもながら物産展の会場がコロナ禍でも混雑していて、女性のパワーを再確認しました。

【女性部会：中島寿美子、重松泰子、福谷美保子、廣渡千恵子】

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが！

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

法人会

法人会は会社経営の効率化
のためにe-Taxの普及を支
援しています。

諫早税務署からのお知らせ

着任のご挨拶

諫早税務署長　藤岡（ふじおか）　茂雄（しげお）

この度の定期人事異動で、諫早税務署長を拝命いたしました藤岡でございます。

公益社団法人諫早大村法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。私は、諫早税務署の勤務は初めてでございますが、管内の諫早・大村両市は、長崎県の中央に位置し、美しい自然と豊かな恵みの下、古くから交通の要衝として栄えた地であり、昨年９月には西九州新幹線が開業するなど、活気にあふれるこの地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

さて、諫早大村法人会におかれましては、平成２年に社団化されて以来、着実な組織基盤の充実に努められるとともに、「税のオピニオンリーダー」として、また、「よき経営者を目指す団体」として、経営セミナーや講演会、決算法人説明会などの税知識の普及啓発活動に努められ、青年部会・女性部会による租税教室や税の絵はがきコンクールなど活発な地域貢献活動により、企業と地域社会の健全な発展に大変熱心に取り組んでおられます。

これもひとえに中村会長をはじめ役員の皆様方の熱心なご指導の下、会員の皆様方が積極的な事業活動を展開された賜物であり、これまでのご尽力に対し深く敬意を表す次第であります。

ところで、本年10月からは、いよいよ適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。国税当局といたしましては、制度の円滑な実施に向けて、引き続き丁寧な周知・広報に努めてまいりますので、今後とも会員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、ｅ-Ｔａｘによる申告手続やキャッシュレス納付などは、単に利便性向上だけではなく、納税者の皆様の安全性確保にもつながるものであり、我々としましても、これらの手続の普及と利便性向上に努めてまいる所存ですので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人諫早大村法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

諫早税務署長　藤岡　茂雄　プロフィール

【生年月日】昭和41年8月11日生（56歳）

【出 身 地】福岡県北九州市

【性格分析】楽天家

【座右の銘】特にありません

【健 康 法】節度ある適度な飲酒

【略　　歴】

平成29年7月　福岡国税局　調査査察部　特別調査官
令和01年7月　福岡国税局　長崎税務署　筆頭副署長
令和02年4月　福岡国税局　調査査察部　統括調査官
令和03年7月　福岡国税局　課税第二部　資料調査課長
令和05年7月　諫早税務署長

諫早税務署　法人課税部門　統括官・総括上席プロフィール

飯田（いいだ）　輝彦（てるひこ）

【役　　職】
法人課税第一部門 統括国税調査官
【生年月日】
昭和47年８月３日生（50歳）
【出 身 地】
福岡県北九州市
【前　　歴】
福岡国税局 調査査察部 総括主査

五郎丸（ごろうまる）　翼（つばさ）

【役　　職】
法人課税第一部門 総括上席国税調査官
【生年月日】
昭和58年６月18日生（40歳）
【出 身 地】
福岡県福岡市
【前　　歴】
福岡国税局 総務部 システム企画係長

福岡国税局からの重要なお知らせ

郵送による書類の送付先が変わります

「内部事務のセンター化」による送付先の変更について

- 令和３年７月から、一部の税務署の内部事務（※）を業務センターに集約して処理する**「内部事務のセンター化」**を実施しており、**令和５年７月からは、福岡国税局業務センター長崎分室を開設し、対象となる税務署を更に拡大**することとしております。
- 「内部事務のセンター化」を実施する税務署においては、申告書・申請書等の**郵送でのご提出先が業務センター**となります。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の**所轄税務署を変更するものではありません**のでご注意ください。

（※）内部事務とは、例えば、申告書等の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

①e-Tax（データ）で提出する場合　▷▷　所轄税務署へ（従来どおり）
②窓口で提出する場合　▷▷　所轄税務署へ（従来どおり）
③郵送で提出する場合　▷▷　下記の郵送先へ

NEW!!

福岡国税局業務センター長崎分室

長崎税務署
島原税務署
諫早税務署
福江税務署

令和５年７月10日(月)以降の申告書・申請書等の送付先

〒850-8617
長崎市松が枝町６番26号
福岡国税局業務センター長崎分室

既に「内部事務のセンター化」を実施している税務署

福岡国税局業務センター室
＜福岡税務署内＞
博多税務署
福岡税務署
飯塚税務署
【郵送先】
〒810-8674
福岡市中央区天神４丁目８番28号

福岡国税局業務センター小倉分室
＜小倉税務署内＞
門司税務署
小倉税務署
八幡税務署
【郵送先】
〒803-8701
北九州市小倉北区大手町13番17号

※裏面の**「ご留意いただきたい事項」**を必ずご覧ください！！

福岡国税局　R5.4

ご留意いただきたい事項

◆ 業務センターにおいて収受する申告書等には、**業務センター名を表示した収受日付印**を押なつします。

※ 税務署窓口で提出した場合は、税務署名の収受日付印を押なつします。

収受日付印イメージ
例）業務センター長崎分室

◆ **書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。**

◆ **納税証明書の交付、面接による相談（※）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。**納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に**「納税証明請求書在中」**と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。

（※）面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております。

◆ **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」５つのメリット！

税務署への持参

印刷・郵送代

添付書類

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間

※メンテナンス時間を除きます

還付金

３週間程度で還付！

書面提出の場合は１か月～１か月半程度で還付

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

詳しくはこちら

法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくはこちら

国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくはこちら